

岡山市立中央図書館で使用する電気（その2）

質問と回答

中央図書館

番号	質問	回答
1	燃料費調整額について、「本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第2条第1項のとおり協議により決定します。
2	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安となるケースが考えられます。落札者の決定にあたっては3、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参考する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条のとおりとしてください。
3	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。
4	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	入札付属書（積算内訳書）の基本料金及び電力量料金の単価欄には税込みを記載します。
5	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	入札説明書2-1入札書及び入札付属書（以下「入札書等」という。）の作成方法に関する事項（5）のとおりです。
6	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金=契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ② 電力量料金=使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価+市場価格調整単価）=使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】+④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=⑤×100/110（円未満切上） ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した金額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきたいです。	入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(5)、(6)及び2-2(2)のとおりです。
7	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	複数施設ではありません。
8	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいですか。	仕様書に記載のとおり、標準力率100%としてください。
9	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか	入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（6）のとおりです。
10	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項（6）のとおりです。
11	【内訳書の封入方法】 入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はござりますでしょうか。	入札付属書（積算内訳書）の<記載要領>注1のとおり、入札書とともに封かんして提出してください。 留め方、割印の指定はありません。
12	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
13	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	入札説明書4入札方法等に関する事項（2）のとおり、入札回数は1回です。再入札はありません。
14	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例　〇〇電力 業務用電力、高圧電力等	中国電力株式会社、業務用電力です。
15	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	仕様書のとおり、予備電力（予備線）はありません。

16	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載るのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
17	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	契約電力の増減については、契約書（案）第8条のとおりとします。また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。
18	<p>請求書の表記について、 【線上検針（計量日 1日）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針（計量日 1日以外）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。</p>	燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条第3項のとおりです。詳細については落札決定後に協議します。
19	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません）</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。
20	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。
21	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	請求についての詳細は落札決定後に協議します。
22	<p>支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日内が難しい場合は、請求書到着より30日以内）</p> <p>【口座振替の場合】線上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2~15日）と翌月27日（16~31日）にお振替</p>	請求についての詳細は落札決定後に協議します。
23	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	請求書の要件を満たしている場合は、落札後に協議可能です。
24	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	銀行振込での支払いが可能です。
25	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	分割請求や分割振込での対応は必要ありません。
26	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします。

27	<p>契約書の締結に関して、『落札者は、契約の条文の詳細が決定した日から7日以内の日（最終日が、休日にあたるときは、最終日後において、最終日に最も近い日）に契約書を取り交わすものとする。』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。</p> <p>弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため7日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。</p> <p>そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	入札説明書10契約書の作成に関する事項（2）のとおりです。
28	<p>入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。（参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など）</p>	<p>入札保証金については、入札説明書3入札保証金に関する事項（2）①に該当する場合は、提出書類は不要です。②に該当する場合は、入札保証保険証券を提出してください。また提出については、（4）に記載のとおりです。</p> <p>契約保証金については、入札説明書1競争入札に付する事項（7）契約保証金のとおり免除です。提出書類は不要です。</p>
29	<p>【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。 	<p>入札保証金については、入札説明書3入札保証金に関する事項（2）①に該当する場合は、提出書類は不要です。②に該当する場合は、入札保証保険証券を提出してください。また提出については、（4）に記載のとおりです。</p> <p>契約保証金については、入札説明書1競争入札に付する事項（7）契約保証金のとおり免除です。提出書類は不要です。</p>
30	<p>契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。</p> <p>また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いで</p>	入札説明書1競争入札に付する事項（7）契約保証金のとおり免除です。
31	<p>確認申込書類の書類をPDFではなく、ExcelやWordデータで頂くことは可能でしょうか。</p> <p>可能な場合は、質問回答と併せて送付いただけますと幸いで</p>	一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の様式については、入札公告時のPDFデータのみでの提供となります。
32	<p>基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関する協議させていただけますでしょうか。</p>	契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。また、契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書（案）第22条第1項のとおり協議により決定します。
33	<p>質問回答を確認した後に入札に参加する場合、入札書郵送用指定封筒（黄色）の取り寄せをしたいと考えております。</p> <p>つきましては、貴機関への質問書を郵送にて提出する際に、返信用封筒（角2型）を同封いたしますので、その返信用封筒にて**「入札書郵送用指定封筒（黄色）」をご返送いただくなとは可能でしょうか。</p> <p>もし上記の方法が可能な場合、指定封筒をご返送いただくために、返信用封筒に貼付すべき切手代はいくらになりますでしょうか。</p> <p>お手数ですが、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。</p>	質問書の郵送は必要はありません。 入札書郵送用指定封筒の取り寄せについては、入札説明書2-2 入札書等の提出に関する事項(1)のとおりです。 返信用封筒には入札書郵送用指定封筒約7グラムを封入します。返信用封筒に貼付すべき切手代は、返信用封筒の規格、オプションサービスによるため、郵便局にご確認ください。
34	<p>確認申請書類と入札書類の同封について「確認申請書類等」と「入札書及び内訳書」を、同一の郵送用封筒に同封して提出することは可能でしょうか。もし可能であれば、当方としては、内封筒に「入札書及び内訳書」を封入し、その内封筒と「確認申請書類」をまとめて外側の郵送用封筒に入れる、という方法を想定しておりますが、この方法で差し支えないでしょうか。</p>	確認申請書等と入札書及び入札付属書（積算内訳書）を、同一の郵送用封筒に同封して提出できません。 参加資格の確認については、入札公告4参加資格の確認に関する事項及び入札説明書7参加資格の確認に関する事項のとおり開札後に行います。
35	<p>確認申請書類の提出用封筒について 万一同封が不可の場合、または「確認申請書類」を別途郵送する必要がある場合、その提出用封筒に関して、指定の様式はござりますでしょうか？それとも、弊社の市販の角2型封筒を使用しても差し支えないでしょうか？</p>	指定の様式はありません。